

5 高土政第1443号

令和6年3月18日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

土木部長

高知県土木部委託業務総合評価方式実施要領の策定について（通知）

このことについて、「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」が改定され、委託業務における一般競争入札を拡大し、総合評価方式を導入することとなるため、「高知県土木部委託業務総合評価方式実施要領」を策定しましたので、通知します。

なお、本要領は、令和6年4月1日から施行します。

5 高土政第1443号  
令和6年3月18日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

高知県土木部委託業務総合評価方式実施要領の策定について（参考送付）

このことについて、「建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針」が改定され、委託業務における一般競争入札を拡大し、総合評価方式を導入することとなるため、「高知県土木部委託業務総合評価方式実施要領」を策定しましたので、参考送付します。

なお、本要領は、令和6年4月1日から施行します。

## 高知県土木部委託業務総合評価方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県土木部が発注する委託業務において、総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）を行うため、その事務取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、落札者を決定する方式をいう。

(総合評価方式の選定)

第3条 総合評価方式の実施にあたっては、委託業務の特性（規模、内容等）に応じて適用するものとし、原則、次の委託業務に適用する。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 測量業務            | 委託対象金額が1,500万円以上 |
| (2) 土木関係建設コンサルタント業務 | 委託対象金額が1,500万円以上 |
| (3) 地質調査業務          | 委託対象金額が500万円以上   |
| (4) 上記以外の業務         | 所属長が必要と認めるもの     |

(入札を行うにあたり周知する事項等)

第4条 総合評価方式を適用する場合は、下記の事項をあらかじめ周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式を適用する旨
- (2) 入札の評価に関する基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) その他必要と認める事項

(学識経験を有する者への意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施にあたっては、政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、高知県土木部総合評価委員会の委員2名以上から意見聴取を行う。

(評価項目等)

第6条 評価の対象とする技術的要件については、当該委託業務の目的・内容に応じ、委託業務実施上の必要性等の観点から評価項目を設定する。

- 2 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- 3 評価項目に対する評価基準は、性能等を定量的に表示できるものは数値で表すこととし、それが困難な場合には定性的に表示できることとする。

(総合評価の方法)

第7条 価格及び技術力等に係る評価は、各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）により、得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(落札者の決定方法)

第8条 総合評価方式では、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(評価内容の担保)

第9条 落札者の決定に反映された評価内容の履行は、監督、検査で確認する。

- 2 合理的な理由なく前項の履行ができなかった場合は、委託業務成績評定点の減点等の措置を行う。

(評価結果の公表)

第10条 総合評価方式により落札者を決定したときは、入札者ごとの入札価格及び評価値等を公表する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。